# 大阪府指定出資法人評価等審議会(第14回)

- ■と き 令和元年7月30日(火曜日)13:00~15:00
- ■と こ ろ 大阪赤十字会館4階 402会議室
- ■出 席 者 上 林 憲 雄 (神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授)
  - 久 保 明代(株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長)
  - 砂 留 洋子 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント)
  - 八木 正雄(かけはし総合法律事務所 弁護士)
  - 山 本 彰 子(山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士)
- ■議 題 1. 指定出資法人の令和元年度経営目標(中期経営計画を含む)及び平成 30 年度経 営評価結果について
  - (1)(公財)大阪産業局
  - (2)(株)大阪鶴見フラワーセンター
  - 2. 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見書とりまとめ
- 1. 指定出資法人の令和元年度経営目標(中期経営計画を含む)及び平成30年度経営評価結果について
- (1)(公財)大阪産業局

### 資料に基づき、法人から令和元年度経営目標案について説明

- 委 員: 当法人の最重点目標については、「売上高変化 DI」、「損益変化 DI」、「従業員数変化 DI」の3 つの指標を設定し、評価にあたっては部分点の付与を希望している。現行ルールでは「最重点目標の成果測定指標は必ず1つ」としているが、理由を審議した上で、例外的に複数の指標を設定している法人もある。ただし、その場合でも部分点は付与していない。部分点の付与を希望するのなら、3つの指標の中から、たとえば「損益変化 DI」を最重点目標に設定し、残る2つの指標をプロセス指標に設定すれば、現行ルールに合致する形で目標設定が可能ではないか。
- 法 人:目標を 100 に設定し、実績が 99 であった場合の評価がO点ということになると、翌年度に高い目標を設定することに二の足を踏んでしまう。チャレンジングな目標を設定し、目標の99%の実績をあげた中で評価がゼロというのは、厳しいと感じる。現行ルールは過去の審議会で議論して決定されたものと思うが、絶対に変更できないものなのか。審議会で一度検討いただきたいと思う。
- 委 員:ルールの変更が全くないわけではないが、これまで他法人も含めてこのルールで目標設定を 行っており、他の委員の意見を聞きたい。
- 委員: まず確認したいが、売上が増加したとアンケートに回答する企業があった場合でも、それが 売上の増加に資するような支援を行った結果なのかがよく分からない。令和元年度の目標値 の設定に当たって実施したアンケートは、どのような支援を行った企業が対象となっている のか。
- 法 人: 平成 30 年度に大阪産業創造館で実施した事業の利用者を対象としている。個別コンサルタントや商談会でのビジネスマッチング、経営者向けのワークショップや研修など多様な支援を含んでいる。売上や利益の増加をめざすプログラム、資金調達に関するプログラムなど、

- 複数の様々なプログラムを利用いただいた方に対して、総合的に 1 年を通して企業がどう変化したかを聞くアンケートとなっている。
- 委 員:支援した方を広く対象としているのか、それとも重点的に支援した企業に限って調査対象と しているのか。
- 法 人: 今回実施したアンケートは、平成 30 年度の大阪産業創造館の利用者のうち、経営者層の約 4,000名にアンケートを送付して471名に回答いただいており、それが母数になっている。
- 委員:過去の支援の積み重ねが、令和元年度に結果として出てくることもあり、支援と企業の成果に因果関係があるのか判断が難しいところ。そうした中で、最重点目標に設定して部分点を付与するのはいかがなものかとの思いもあるが、新たな目標として設定するのであれば、回答いただく企業数を増やす中でより精度が上がっていくのではないか。
- 委員:こうした形の目標設定は今年度限りとの説明があったが、どういうことか。
- 法 人: 府内の企業と当法人のサービスを利用した企業との差が当法人の成果と考えているが、今年度については、比較する府内の企業の平均値が存在しないため、今回お示しした形での目標設定となった。次年度からは府内の企業の平均値との差を目標値に設定したいと考えている。
- 委員:目標値は30年度実績と同水準となっているが、今年度の努力シロはあるのか。
- 法 人: 景気がどちらかというと後退している状況の中、同水準の維持をめざす目標とした。
- 委員:「設備貸与事業額」については、平成30年度の目標20億円に対し、実績は13.3億円となっている。予算が相当余っているように思うが、令和元年度の予算20億円はこれらが上乗せされたものなのか。また、予算が20億円である中、目標値を19億円としているのはなぜか。
- 法 人:国の制度上、予算を次年度に繰り越すことができず、設備の製造の遅れにより翌年度に繰り越した案件については、次年度予算の中で対応することになる。また、目標値を 19 億円としているのは、次年度に繰り越す案件や申込みの取下げが一定発生することを踏まえ、1 億円の幅をもたせたもの。
- 委員:1億円をもう少し縮減し、目標値を予算の20億円により近付けることはできないのか。
- 法 人: 20 億円に近付けることをめざすものの、過去の実績を踏まえると 1 億円程度の幅が妥当と 考えている。
- 委員: 最重点目標の但し書き部分は、7月24日開催の審議会の委員意見を踏まえ修正されたが、 いかがか。
- 委 員:修正案は、クリアになって分かりやすくなったように思う。 ただし、最重点目標は今年度の努力が反映されるような指標であるべきと考えるが、今回の 最重点目標は、過去の支援の結果が現れることも想定され、今年度の法人の努力だけが成果 として現れるものではないように思われる。部分点も希望されるということであれば、最重 点目標ではない区分で個別に指標設定する方法もあるように思う。
- 委員:3つの指標の中から1つを最重点目標に選択し、他の2つの指標については、プロセス指標 や最重点目標以外の区分に設定する方法もあるのではないか。 もし、例外的に3つの指標を最重点目標に設定することを可とする場合でも、部分点の付与 は認めがたいように思う。
- 法 人:プロセス指標に設定することも検討したが、3つの指標のいずれがプロセスと成果の関係にあるのか判断が難しい。部分点については、今すぐ決定して欲しいということではなく、課

題としてそうした意見もあることを認識いただきたいと考えている。

委員:但し書き部分については、他の法人は様々な不可抗力がある中で、今年度の目標設定を既に終えており、他の法人とのバランスを考慮する必要があると考える。修正案の妥当性や他の法人とのバランス等については、会長が預かることでよろしいか。

各委員: 異議なし。

事務局:但し書き部分については、各委員の意見をもう少し伺った上で会長と調整したいと考えている。別途メールで意見を伺う予定であり、回答をお願いしたい。

各委員:承知した。

# (2)(株)大阪鶴見フラワーセンター

資料に基づき、法人から中期経営計画案及び令和元年度経営目標案並びに平成 30 年度経営評価結果及び指導・助言について説明

委員: 法人を民営化する方針は今も変わっていないのか。また、民営化を目指しながら、一方でセリシステムなどの設備投資をしていくことは矛盾するのではないのかという指摘があったが、府としてどう考えているのか。

部 局: 府として民営化の方針は変わっていないが、現時点でただちに実現することは難しい状況にある。また、セリシステムは故障すると市場での取引ができなくなるため、市場機能を維持していくうえで更新が必要であると考えている。

委員: 短期的には市場機能を維持するために設備更新への投資が必要であり、その上で中長期の方針として民営化を考えているということか。

部 局: そのとおり。

委 員: 当面の間は難しいと思うが、民営化を実現していくためには、具体的な見通しを立てる必要があるのではないか。

法 人: 今後、大きな変化点として、法人が入っている建物のうち、民間企業が区分所有している部分について、契約上、令和4年度末に法人に譲渡される予定となっている。しかし、有償無償などの譲渡条件は未定であり、条件次第で法人の状況が大きく変わるため、影響を見極めながら民営化について検討していくことになると考えている。

委 員: 現在の取組みに加え、花きの消費を活性化させるための更なる取組みを行っていく必要があるのではないか。

法 人: 当社は市場の開設者として、市場施設の維持管理をメインに行っている法人であり、不動産 賃貸業のような業態である。花きの消費が減少する中、イベント等の取組みを実施していく 必要があるが、市場の開設者が直接的に消費拡大に取り組むことは難しいと考えている。

委 員: 「新規買受人の獲得」については、減少を止めるまでには至っていないので、もう少し目標値を上げてもいいのではないかと思うが、目標値やウエイトが変更されており、以前と比べ良くなっている。

委員: 令和元年度経営目標設定について、前年度までの「当期純利益」から「当期経常利益」に変更した理由は何か。

法 人: 今後、計画的に設備・施設の改修等を実施することに伴い、予測できない特別損失等の発生 する可能性があるため、特別損失の計上により大きく変動する「当期純利益」から法人の事 業による収益状況が分かる「当期経常利益」に変更したもの。

委 員: 「当期経常利益」の目標値はこれまでの実績と比べ、かなり低いものとなっている理由は何か。

法 人: 市場取扱高の低迷を受け、平成30年7月より卸売業者から収入している取扱高使用料の料率を引き下げたことが影響している。

委員: 中期経営計画における経常利益の見通しが2021年以降減少している理由は何か。

法 人: 売上高について計画期間中 255 億円で推移するものとして計画しているが、建物や設備の 減価償却費が増減することにより、経常利益の計画額が変動している。

委員: 引き下げた取扱高使用料の料率は今後も変わらないのか。

法 人: 引き下げの期間は令和2年3月までとなっているが、現実的には、その時点で料率を元に戻せる状況となっているかは不明。

委員: 将来の収支見通しはぎりぎり黒字となる形で見込まれており、少しの増減要因により大きな 影響を受けるため、赤字にならないようしっかりと収益を確保していくことが必要。

委 員: 中期経営計画及び令和元年度経営目標設定に関する委員意見については、会長預かりとする こととして良いか。

各委員: 異議なし。

#### 2. 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見書とりまとめ

#### 事務局から意見書とりまとめ案の概要について説明

委員:意見書の文言について、「変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があった場合」の箇所は、 「変化が生じたり、審議会意見の内容に進捗があったりした場合」に修正すべき。「たり」と いう言葉は、並列する場合は省略しない。

事務局:ご指摘のとおり修正する。

委員:統合予定のために、今回の審議が保留となった法人について、具体的な時期はいつか。

事務局:来年度に統合を予定していることから、今年度中には新法人の役員体制が決定する見込み。 新法人の役員体制が決まり次第に審議いただく予定であるが、概ね秋から冬を想定している。

委 員:千里ライフサイエンス振興財団の意見の末尾の「一定妥当性」という文言は、「一定の妥当性」 に修正すべき。

事務局:ご指摘のとおり修正する。